

令和元年度 第9回天童市農業委員会総会 会議録

令和元年12月13日(金)午後2時30分 第9回天童市農業委員会総会を天童市農業センターに招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主任	高橋一成	主事	布施雄基

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午後2時30分 開会

議 長 去る12月9日付け天童市農業委員会告示第13号にて招集しました、令和元年度第9回天童市農業委員会総会を開会します。

---

議 長 本日は、全委員出席でありますので、ただちに会議を開会します。  
日程第3 議事録署名委員を指名します。18番、佐藤悦雄委員、1番、遠藤市雄委員にお願いします。

---

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。清野貢市運営委員長。  
清野委員 本日午後1時30分より農業センターにて第4回運営委員会を開催しました。詳細は農地最適化調整会議でお伝えします。

---

議 長 日程第5の事務処理報告を事務局よりお願いします。  
武田事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。  
(資料に基づき説明)  
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。  
総会資料2ページの農地改良(畑地への変更)受付状況について報告する。  
総会資料3～4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。  
総会資料5ページの農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。  
総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

議 長 事務局から報告がありましたが、質問等ありませんか。  
(質問なし)

議 長 ないようですので次に進みます。

---

議 長 日程第6の議事に入ります。  
承認第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料7～9ページに基づき説明する。

議 長 事務局から説明ありましたが、質問等ありませんか。熊澤八弘委

員。

熊澤委員

3番の案件ですが、同じ者へ売却するためとなっていますが、売値があまりにも安く、以前もそのような場所がありました。こうなりますと矢野目地区の農地全体の相場に影響を与えるのではないかと危惧されます。

そこで、最低売却価格を設定してはいかがかと思えます。更生堰の場合は5年前に着工する際に、役員全員で協議し標準値を定めてそれを守っております。その間値引きしてほしいと言われても、決定事項を守ってきた経緯があります。

議長

熊澤委員から発言がありましたが、ただいまは解約の案件であり、後ほど議第34号の議題であがってきますので、その時に議論していただきたいと思えます。

その他、ご質問等ありませんか。

(質問なし)

議長

お諮りいたします。承認第10号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認第10号について承認することに決定します。

議長

議第32号 農地法第3条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任

総会資料10～12ページに基づいて説明する。

議長

担当農業委員の説明を求めます。1番、細矢幸市委員。

細矢委員

この案件の隣が2、3か月前に転用許可で開発許可を受けております。事務局と一緒に現地調査を行ったところ、残土捨て場であり、その上に土を敷いて野菜を植えるということでした。

残土の上には畑の土が15cm程度かけてあり、畑にするといわれればそうかといしか言いようのない土地でした。私としては、他地区の方が畑を作ると言っても、最終的に残土捨て場になるのではないかと思っています。

購入したのは農家の権利のある方ですが、息子が会社を営んでおり、残土置き場になるのではないかと危惧しています。結論として許可の判断をできかねております。

議 長 現状としては、農作物を植えることができる状態なのですか。

細矢委員 果樹であればできると思います。

議 長 現場確認を行った事務局の意見はどうですか。

高橋主任 砂利置き場の一角に畑を作るということで田んぼの土を持ってきており、農地として利用できるだろうと判断し現地確認を終えたところです。写真も撮影してきました。

布施主事 補足です。大清水に元々別会社があり、そこで以前農地転用を取ったのか開発許可取ったのか詳しい経緯ははっきりわかりませんが、地目が雑種地になっている面積1ヘクタール以上の土地を砂利置場として使っていたわけです。

自己所有である畑が隣にあり、そこに砂利を置いて使っていて、自己所有地である畑も作っていたという経過がございます。

その砂利屋さんが廃業されたということで、そこを今回の申請者が事業をやりたいということで、雑種地等の農地でない場所を購入したということです。

それで隣接地である農地についても購入していただければという相談があったようで、農地に原状回復して農地として利用するのであれば3条として相談を受けるということでこのような経過になっております。

議 長 他に、質問等ありませんか。細矢委員。

細矢委員 農地としてなら許可相当と考えますが、雑種地と隣接していることなどを考慮しますと、転用など今後見守ることが必要と考えます。

布施主事 今回議案に挙がっている場所は土を盛った場所ですが、現段階で転用の相談は来ていません。さらに今回3条に挙がっている土地は農振農用地であり、農振を除外しないと転用できない場所になっております。現段階で転用の相談も来ておらず、農振もかかっているということで、制限としては非常に厳しいものになるのかなと感じています。

農地の現状については細矢委員がおっしゃったとおりですので、その辺はご審議の上決定して頂ければと思います。

議 長 地元農業委員として、今後も引き続き使用状況を見守っていただきたいと思います。2番、佐藤悦雄委員。

佐藤悦雄委員 2番、申請事由のとおりです。

議 長 3 番、原田洸一郎委員。

原田委員 3 番、申請事由のとおりです。

議 長 4 番、5 番、三宅藤義委員。

三宅委員 4 番、5 番、申請事由のとおりです。

議 長 6 番、7 番、松田康政委員。

松田委員 6 番は事由のとおり労力不足の為です。  
7 番は、父親が亡くなり、現在会社勤めで農業をする意思がないため売買したいということです。

議 長 8 番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 8 番は、申請事由のとおりです。

議 長 9 番、三宅藤義委員。

三宅委員 9 番、申請事由のとおりです。

議 長 皆さんからご質問等ありませんか。

議 長 お諮りいたします。議第 3 2 号についてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第 3 2 号について可決することに決定します。

議 長 議第 3 3 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による空き家に附属した農地の指定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料 1 3 ページに基づき説明する。

議 長 皆様からご意見、ご質問等ありませんか。  
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第 3 3 号についてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第 3 3 号について可決することに決定します。

議 長 議第 3 4 号ですが、関連議案がありますので、議長を交代いたします。遠藤会長職務代理に議長を交代します。

佐藤悦雄委員 関連事項がありますので退席します。  
(堀越重助委員、佐藤悦雄委員退室)

遠藤職務代理 議第 3 4 号 令和元年度第 8 回農用地利用集積計画についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料14～31ページに基づいて説明する。

遠藤職務代理 説明がありましたが、ご質問等ありませんか。熊澤八弘委員。

熊澤委員 先ほど申し上げた農地の売却最低価格の設定について、改めて提案いたします。

遠藤職務代理 ただ今の熊澤委員の提案に対して皆様のご意見を伺いたいと思います。細矢委員。

細矢委員 関連事項があるということで佐藤悦雄委員が退席しておりますので私から説明いたします。総会資料31ページの案件で、矢野目地区の相場はいくら位か佐藤委員に聞いたところ、大体30万円くらいだということでした。それに比べて今回の金額は安すぎるということです。

遠藤職務代理 他にご意見ございませんか。三宅委員。

三宅委員 高橋地区の方でも相場からだいぶ低い価格で農地を買う方がおります。ですので、最低売却価格は設定したほうがいいと私も思います。

今野委員 私は基本的には農業委員会で価格を設定するという事自体が正しい判断なのかどうかと思います。あくまでも売買に関してはお互いで決めるというのが原則ですので、農業委員会で売買価格を決めるのが妥当なのかどうか判断しかねます。

遠藤職務代理 事務局としての見解があればお願いします。

布施主事 下限の価格設定ということですが、今野委員からもあったとおり、農業委員会で民間同士の売買価格を設定できるかということだと思います。法律に抵触することがあってはならないので、慎重に調べる必要があると考えております。

毎年、農業会議で田畑の売買価格の実績を県全体と地域ごとに県のホームページに掲載しております。そのようなものを参考にして価格を決定していただくというのが、今考えられる方策の一つかと思います。

今回の対象農地の案件では、譲り人が今後農家をする予定はなく農地をどうしても手放したいという、たつての希望があり、この価格になっているということです。

このような案件もありますので、もし下限価格を設定したがために、この価格なら買わないというようなことが起き、売買を阻害す

る要因にもつながるかと思しますので、慎重に協議していく必要があるかと思ひます。

武田事務局長 事務局でも調べる必要がありますので、この場でお答えするのは控えさせていただきたいと思ひます。調べまして次回の総会の際に申し上げるよういたします。

三宅委員 難しいのはわかるのですが、極端に価格が低い場合には指導をしていただきたいと思ひます。以前も賃借料1円という案件があったと思ひます。その時も揉めて、事務局で受け付け時点で話をすることで納得した経過があります。今後も同様の対応をお願いしたいと思ひます。

遠藤職務代理 皆様からもっと意見を出していただければ、議論が深まりますので、ほかにありませんか。熊澤八弘委員。

熊澤委員 私の方にも、年に3件ほど農地を買いきたいという話がきまして、相場を聞かれます。その時に、更生堰では金額が協議済みですので、価格を答えられますが、実際にどれくらいで売買されたか聞かれると今回の価格を答えざるをえないわけです。ぜひ事務局でも調べていただいて、できれば設定していただきたいと思ひます。

遠藤職務代理 この場で結論は出ないということですので、調査等も事務局にさせていただいて次回に回すということではいかがでしょうか。

片桐委員 農業委員会で下限価格が設定できるかということ事前に調べておくべきではないかと考えます。

個人的には需要と供給がありますから、下限価格の設定はしない方がよいと思ひています。農地常任委員長の気持ちはわかりますが、来月の総会で報告していただければと思ひます。

遠藤職務代理 確認の意味も込めて事務局からお願いします。

布施主事 この場で初めてそういうお話を伺いましたので、その件については重要なことですので調べるという事でご回答申し上げたところです。

また、今回の案件を不許可にするというのであれば、根拠等も必要になりますので、そちらもご審議の上、許可不許可の決定をお願いできればと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今野委員 いま議論されている31ページ案件については、継続審議ということも可能でしょうか。

遠藤職務代理 事務局いかがですか。

事務局長 調査しますのでいったん休憩を求めます。

遠藤職務代理 それでは、暫時休憩とします。

(休憩)

遠藤職務代理 休憩前に引き続き再開します。事務局からお願いします。

布施主事 山形県農業会議に確認しましたが、売買価格はやはり民・民ではないかということで、農業委員会として介入することはできないということです。最低価格を設定することはできないという回答でした。

澤補佐 参考価格は事務局から県農業会議に報告をしており、窓口に来た際には参考価格をお教えすることは可能ですので、そのように対応していきたいと思います。

遠藤職務代理 事務局からあったとおり、参考価格程度の説明をするということでの了解を得て良いかということです。熊澤八弘委員。

熊澤委員 無理難題を言って時間を取らせて申し訳ないと思っております。しかし各地区で農地の相場は言えると思いますので、書面にして参考価格を出していただけるとありがたいと思います。

布施主事 農業会議のホームページに農業委員会で報告しているものがあるので、それらを参考にさせていただきたいということです。

片桐委員 広く農家のみなさんに周知はしないということですね。

布施主事 はい。窓口に来た人に聞かれたときに、農業会議のホームページに掲載されている価格を参考にしながら価格を決定していただくということです。

遠藤職務代理 他に質問ありませんか。

佐藤善治委員 では今回の案件はこの内容で承認されるわけですか。

布施主事 議決はまだ取っていただいておりませんので、ご審議をお願いします。

遠藤職務代理 その他ご質問等ありませんか。

(質問なし)

遠藤職務代理 お諮りいたします。議第34号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

遠藤職務代理 異議なしと認め、議第34号について可決することに決定します。それでは、議長を交代します。

(堀越重助委員、佐藤悦雄委員戻る)

議 長 議第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを上程します。

(関連する委員退室) 事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料32ページに基づいて説明する。

議 長 ただいま説明ありましたが、ご質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第35号についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第35号について可決することに決定します。

---

以上をもちまして令和元年度第9回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午後4時)